

6 水道事業の広域連携の推進について

(1) 県内水道事業の広域連携に向けた検討の経過について

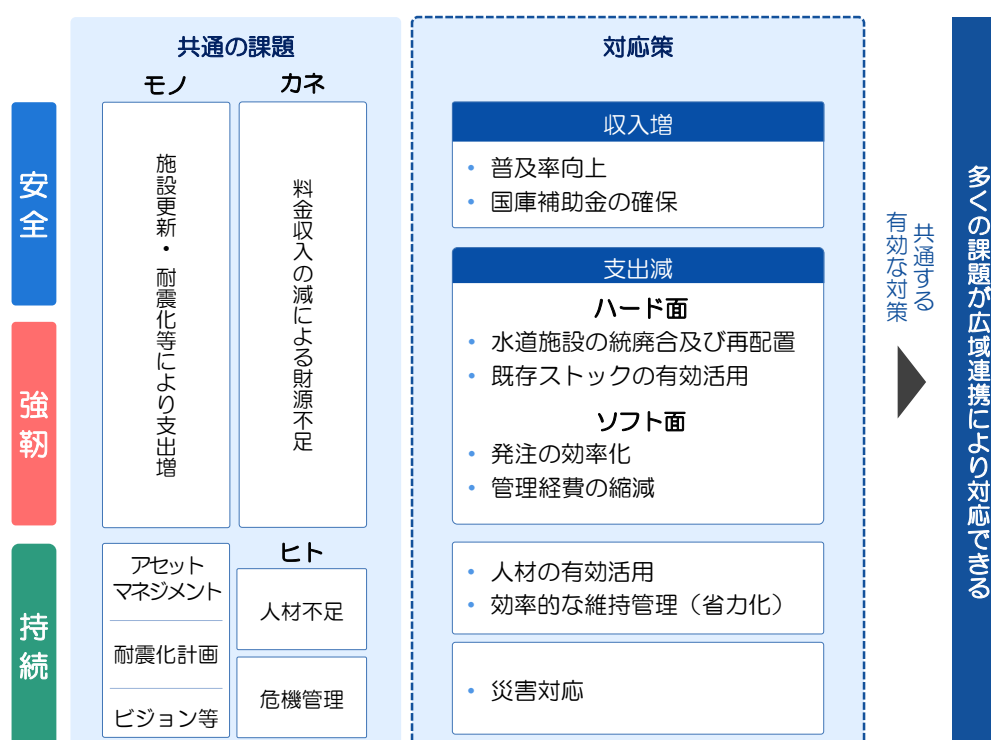
- ・水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減少、老朽化施設の更新や耐震化等の対策に伴う支出の増加、技術系人材の不足などにより、急速に厳しさを増しており、各市町村単独での対応には限界がある。
- ・県では、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするため、「茨城県水道ビジョン」（令和4（2022）年2月）に基づき、水道施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出、人材の確保などを可能とする広域連携の検討を進めてきた。
- ・具体的には、大規模な浄水場を活用して小規模な浄水場を統廃合する施設の全体最適化、国の交付金の活用、県企業局（水道用水供給事業）と市町村等（水道事業）との「経営の一体化」※によるスケールメリットを活かした経営など、市町村等と連携して検討・調整を進めている。

※経営の一体化…経営主体は同一で組織及び管理が一体化されているが、水道法上の事業認可や会計及び料金体系は異なる、広域連携の形態の一つ

(参考) 主な検討の経過

- ・令和4（2022）年2月：「茨城県水道ビジョン」を策定し、本県水道の理想像（安全・強靱・持続）の実現を目指した広域連携の方針を示す
- ・令和5（2023）年3月：「茨城県水道事業広域連携推進方針」を策定
- ・令和5（2023）年10月～：「水道事業に係る広域連携検討・調整会議」を設置

(参考) 広域連携による水道現況・課題への対応のイメージ（「茨城県水道ビジョン」より）



(2) 経営の一体化（経営統合）に向けたスケジュール（案）について

- ・県企業局を統合先とする経営の一体化（経営統合）を進める方針に合意した市町村長等と基本協定を締結（令和7（2025）年2月予定）。
- ・基本協定の締結後、法定協議会を設置するなど、経営統合に向けた詳細な諸条件の調整を進めていく。

【経営統合に向けたスケジュール（案）】

	R5（2023）以降	（合意が得られた場合）		
		R7（2025）.2以降	～R9(2027)	R10(2028)以降
スケジュール（案）	検討・調整会議	基本協定締結 〃（追加分）	法定協議会	経営の一体化（経営統合）
取組内容等	・詳細なシミュレーション等の実施	・経営の一体化（経営統合）の方針に合意	・経営の一体化（経営統合）に向けた最終調整 ・必要な計画の策定	・企業局による市町村末端給水事業の着実な経営

【基本協定（案）の概要】

項目	概要
経営統合の目的	水道事業の経営健全化及び基盤の強化
経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業
経営統合の時期	協定締結後3年程度以内
経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない）
経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う）
運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等
資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は県企業局が継承
投資・財政計画の策定※	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表
法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、市町村長等を構成員として設置

※水道事業の基盤強化・経営水準の向上に向けた「投資・財政計画」の策定について

- ・県水道ビジョンに定める本県水道の理想像を実現するためには、水道事業の基盤強化及び経営水準の向上を計画的に進めていく必要があるため、経営統合に参加する各水道事業において、経営統合後を見据えた「投資・財政計画」を策定し、公表する予定。
- ・当該計画では、老朽化施設の更新・耐震化の実施に加え、長期的な収支見通しに基づいた適正な水道料金の設定（料金改定）等も盛り込み、経営統合後はこれらの計画に沿って円滑な事業執行を図っていく。